

発展 南北朝の内乱が始まると、各地の守護は競って兵糧米所を設け、南朝側も臨時の徴発を行っていた。

当初の半済の目的... 丁寧にまとめられたのはよかったが、そのために「変化」のまとめのためのスペースが不足して、記述してほしい項目が欠けてしまったのが残念。全体の構想を立てる段階で、字数の配分にも注意しよう。

| |
|--|
| 幕府は南朝と対立する中で近江・美濃・尾張の3国に半済令を出し、守護が1年間年貢米の半分を兵糧米として取得することを認め、守護を味方につけようとした。 |
| 1368年には半済の対象を全国に広げ、期間も無制限としたので以後は守護の荘園進出が盛んになった。 |

ケアレス「濃」(-1)

「」も1字と数えるので、字数オーバー。(-1)

半済の「変化」についても具体的に述べる点。

- ◎ (2)の提示文に記されている通り、「半済除外」の規定が設けられた。(-2)
- ◎ 1368年の半済令では、年貢ではなく、土地の分割まで認められたことが大きな特徴である。(-2)

発展 応仁の乱後、幕府の権威による領国の支配は困難になり、諸大名(守護)は実力で領国を統治する必要に迫られた。

| |
|--|
| 国一揆が運営費のために半済を実施したり、惣村が軍事動員に対して半済の実施を要求するといった新しい形の半済が行われた。 |
|--|

新しい形をより具体的に説明することで、「事態」を明確に示してほしい。 (-4)

「国一揆」や「惣村」が半済に深くかかわる「主体」として力を得ていることが、(3)・(4)の提示文から判断できる。

<合格への一手>

設問Aのポイント

「半済を發布した目的とその内容の変化」という室町時代の守護に関する重要テーマについて、基本知識はほぼ押さえられているが、内容の変化について記した(2)の提示文と設問文の内容をもう少し読み込むことが必要でした。

要復習

提示文(2)とAの設問文の内容を確認するとともに、解答・解説で「内容の変化」を確認して、整理し直してみてください。